

「情報のなわ張り」と日英の文形選択基準 —「と思う」を中心に—

浅野裕子*

キーワード: 「情報のなわ張り」, 語用論の原則, 文形の選択基準, 「直接形」対「間接形」,
情報を共有する他者

要旨

人が言語によって円滑にコミュニケーションを行っていくためには、伝達しようとする事柄をいかに表現するかという点が大きな問題となってくる。本研究は「間接形」として用いられる「と思う」を中心に、伝達内容と文形との関わりについて主に書きことばのテキストを分析し、日英の語用論の原則における相違点・共通点を明らかにしようとするものである。そこで本稿では従来の送り手対受け手という「情報のなわ張り」以外に情報を共有する他者の領域を設定し、「直接形」対「間接形」という文形の選択基準に焦点をあて、翻訳資料を用いて日英の比較対照を行ったが、分析の結果次のようなことが分かった。

発話者が自己のなわ張りに属する事柄を伝達しようとする場合、英語においては「情報のなわ張り」および「判断の権利」が文形選択の主な尺度となるが、日本語においては「情報を共有する他者の事実認識はいかなるものか」、あるいは「他者がいかに判断するか」という尺度が基準として働く場合がある。

したがって、このような日英の尺度の違いが表現形式の違いに反映されるのだといえるが、この違いが話しことばにもみられるかどうかについては、今後の課題である。さらにまた言語の変種によって差はみられないか、といった問題についても新たな課題として取り組んでいく必要がある。

1. はじめに

人が言語によって円滑にコミュニケーションを行っていくためには、伝達しようとする事柄をいかに表現するかという点が大きな問題となってくる。近年ではこうした従来の構文論や意味論のレベルでは扱われなかった問題について、発話の場面との関連から説明を試みようとする語用論的なアプローチによる研究が活発に行われるようになってきた。その中でもとくに話し手と聞き手の情報内容への関わりという観点から、文形または語句の選択条件についての理論的枠組を

* ASANO Yuko: オーストラリア国立大学 (The Australia National University) 言語学科大学院.

提唱した神尾(1979, 1990)の「情報のなわ張り理論」は、実際の言語使用における表現形式の選択について一つの側面を明らかにしたといえる。しかし「情報のなわ張り」という尺度だけでは説明することができない言語現象は実際の発話文には数多くみられる。また日本語で尺度とされるものが他の言語でも適用されるのか、文形の選択基準はどこまでが普遍的でどこからが個々の言語特有のものなのかという点に関しては依然として明らかにされていない部分が多い。

本稿はこのような疑問から「間接形」として一人称主体で用いられる「と思う」に焦点を当て、伝達内容と文形との関わりについて日英の語用論的原則における相違点・共通点を明らかにしようと試みるものである。そこで本稿では分析に当たり、構文上対応すると考えられる英語の表現を I think (that) とみなし、主に「直接形」対「間接形」という対立から翻訳資料を用いて書きことばのテキストを中心に分析することにする。

2. 「情報のなわ張り理論」と文形の選択基準

はじめに、神尾昭雄による「情報のなわ張り理論」(神尾 1990)との関係から文形の選択基準について考えることにする。神尾の主な主張は、「話し手のなわ張り¹に属し、聞き手のなわ張りには属さない情報は直接形²で述べられなければならない、間接形³で述べられてはならない」(神尾 1990: 219)というもので、話し手は何からの情報を伝達しようとする場合、情報がどちらのなわ張りに属するかを判断し、文形を選択するとしている。また神尾は「話し手または聞き手と文の表す情報との間に一次元の心理的距離が成り立つ」(神尾 1990: 21)とし、「この距離は〈近〉および〈遠〉のいずれかであり、それ以外の距離は存在しない」(神尾 1990: 21)として「情報のなわ張り」の概念を定義している。

神尾は「間接形」を構成しうる要素の中に、英語の I think および日本語の「と思う」を含めているのであるが、この場合、「情報のなわ張り」という概念は果たしてどこまで適用できるかということについてまず考えてみたい。つまり、情報が話し手の「なわ張り」に属するか否か、〈近〉および〈遠〉のいずれか、といった区別だけで文の「直接形・間接形」の使い分けの原則を説明できるのだろうか、という疑問が生じるのである。たとえば、神尾の主張に従うと、次のような例はどうやって説明できるだろうか。

¹ 「なわ張り」とは、「所有権を含む概念」(神尾 1990: 5)で、他者を無断で侵入させないように占有する一定の地域、勢力範囲のことである。

² 「直接形」とは、「今日はよい天気です。」といったような話し手の得た情報をもっとも明確かつ直接的に表現する文形を指し、「話し手の側のためらい、推測、伝聞などの含みを持たない表現形式」(神尾 1990: 47)であると定義される。

³ 「間接形」とは、「あの人、どこか悪いみたい。」というような断言を避けた文形を指し、「現実世界における状況、出来事、行動などを直接的に表現する文形ではなく、話し手の側における心的世界に反映されたものとしての状況、出来事、行動などを表現する文形」(神尾 1990: 230)であると定義される。

(1) 私が田中先生に初めて会ったのは、1990年の秋だったと思います。

この文は、田中先生という人物について語り始めようとする場面で、「田中先生に初めて会った」という発話者の直接体験した事実について、それがおそらく「1990年の秋であった」ということを伝達しようとするものである。この場合、情報の所属場所を「話し手・聞き手」または「書き手・読み手」という対立のみで考えるなら、これは明らかに話し手および書き手のなわ張りに属する事柄である。しかしここで「間接形」の「と思う」が用いられているということはどのように説明したらいいのだろうか。また神尾は「英語においては、情報が話し手のなわ張りに属していれば、聞き手のなわ張りに属するか否かに関わらず、常に直接形が用いられる」(神尾 1900: 41)としているのだが、英語においてもこのような場合には「間接形」になることは充分予想されるであろう。

つまり情報が、話し手自身が直接体験によって得たものであるか否かという尺度、および話し手のなわ張りに属するか聞き手のなわ張りに属するかという二元的な対立だけでは説明は不十分である。というのはこの場合、「情報のなわ張り理論」によると発話者と受け手のなわ張りは「話し手対聞き手」と確定されるが、発話者の体験に直接関わった田中先生のなわ張りについては不明である。発話者は受け手との情報関係によってのみ文形を選択しうるのであるだろうか。田中先生のなわ張りには関与しないのだろうかという疑問が残るのである。

3. 益岡隆志による「真偽判断のモダリティ」との関係

こうした神尾の「情報のなわ張り理論」に対して、益岡(1992)は「なわ張り」という概念には、私的領域に関わる問題と真偽の認識に関わる問題とが混在しているのではないかという点についての指摘を行っている。益岡によると、文形の選択は「情報のなわ張り」というよりもむしろ、基本的には「事態の真偽に関する表現者の認識」(益岡 1992: 32)によるのであり、「私的領域に関わる他者の権利を尊重しようとする時、真偽判断のあり方に関わりなく断定保留形が選ばれる」(益岡 1992: 32)としている。具体的にいうと、

(2) a. (僕は)部屋に鍵を忘れてきた。

(2) b. (僕は)部屋に鍵を忘れてきたらしい。(益岡 1992: 32)

という例において、これらの文における「直接形」と「間接形」の違いは、なわ張りに属するか否かというよりも、事態が確実とみなされているかどうかの違いであって、真であると認められれば「直接形」が使われるが、そうでなければ「間接形」が使われるというのである。このような事態の真偽に関する判断を表す文について、益岡は「断定形」(神尾の「直接形」に当たる)と「断定保留形」(神尾の「間接形」に当たる)という文形を区別しているが、この選択基準に干渉するのが私的領域に関する次のような原則であるとしている。

(3) 私的領域に属する事態の真偽を断定する権利は、当該の人物に専属する。したがって、他者の私的領域に属する事態の真偽を断定することによってその人物の権利を侵害することは、回避されるべきである。(益岡 1992: 30)

これは例えば次のような文において、

(4) a. 弟は芸術家になりたいようだ。

という発話が成り立つのに対し、

(4) b. ?弟は芸術家になりたいよ。(益岡 1992: 29)

という発話が不自然であるのは、「他者の私的な領域への侵入は回避されるべきであるという趣旨の、語用論的な原則」(益岡 1992: 30) によるというのである。つまり、他者の内的状態に関する認識を断定的に表現することができないのは、他者の内的状態を直接的に認識することはできないからだという認識論的な原則によるのではなく、他者の権利を侵害してはならないという語用論的な原則によるもので、「断定する権利」⁴(益岡 1992: 30)の問題であるということである。

このような「真偽の判断」といった点からみていくと、(1)の例における文形の選択基準を説明することは可能となる。つまり(1)の場合は、発話者が「田中先生に初めて会ったのは1990年の秋だった」ということを確実とみなしているかどうかによって「直接形」「間接形」の選択がされるのであり、このときは真偽の認定が影響を及ぼしていると考えられるからである。したがって、文形の選択には真偽の認定も一つの基準となっているとみなすことができよう。しかし益岡の「私的領域に属する事態の真偽を断定する権利は、当該の人物に専属する。」というもう一つの原則については、検討の余地があるように思われる。つまり益岡に従うとこれは「断定する権利」があれば「直接形」が選択されることになるのであるが、実際説明されているのはあくまで「他者の私的領域」にのみ関わるもので、これが「送り手の私的領域」についても同じように適用できるのかどうかについては明らかにされていない。つまり「送り手の私的領域」と「断定する権利」の関係が定かでないのである。例えば次のような発話はどうやって説明できるだろうか。

(5) 私はアジアにおける最高の日本の外交官はマハティール首相だと思う。(『ア』)

これは評論家が日本のアジア外交について意見を述べているものであるが、こうした個人の意見といった内容は、明らかに発話者のなわ張り内にあり、真偽も確定されており、「断定する権利」のあるものである。しかし「アジアにおける最高の日本の外交官はマハティール首相だ」という「直接形」に対して、このような「間接形」が発話されるということは、やはり「情報のなわ張り」や「真偽の判断」「断定する権利」といった尺度だけでは説明できない、それ以外の要因が関わっていると考えざるをえない。つまり情報がどちらのなわ張りに属するか、真偽が確定

⁴ 「断定する権利」については鈴木(1989)においても論じられている。

されているかどうか、「断定する権利」があるかどうかといった基準だけでは文形の選択基準について説明するには不十分といわざるを得ないのである。

4. 情報の所在——送り手・受け手・第三者

これまでの情報のなわ張りと言文との関係に関する研究においてもっとも比重が置かれていたのは、「送り手」対「受け手」という二つの立場からみた情報であり、常に情報がどちらに属するかという点が大きな論点となっていた。しかしこのように情報の所属場所を二分類で分けてしまえるかどうか、そうすることによって文形の選択基準が全て説明できるかどうかについては疑問が残るので、ここで情報の所属場所について再考することにする。たとえば次の場合である。

- (6) a. しかし戦前の彼の略歴についてはある程度のことはわかっている。1913年に北海道で生まれ、小学校を出ると東京に出て転々と職を変え、右翼になった。一度だけ刑務所に入ったと思う。刑務所から出て満州に移り、…(『羊』)

これは、発話者が「彼の経歴」について情報を持たない受け手に情報を伝達しようとしているのであるが、情報の所属場所は発話者だけと考えてよいであろうかという疑問が生じる。つまり、話題となっている彼および彼を知る周りの人という第三者の情報はどうなるのであろうかという点である。これまでの分類ではこのような話題となる第三者、および話題となる人を知る他の第三者の情報のなわ張りの存在が軽視されており、常に「送り手」対「受け手」という領域でのみ説明がなされてきたように思われるのである。

これは特定の第三者に属する個人的な情報の例であったが、同じことは伝達内容が個人的なものではなく、一般的な事柄などの話題で、受け手やその場にはいない他の第三者にも情報がある場合にも当てはまる。たとえば、

- (7) a. ふつう日本は集団主義的でアメリカは個人主義的であると云われる。たしかにその通りだと思うが、問題はこの二つの社会において個人が実際にどのような立場におかれているかという点である。(『表』)

という例において、日本やアメリカのことについて情報を持つ人は送り手だけでなく無数に存在する。またこのとき受け手は情報を持っている場合もあれば持っていない場合もある。つまりこの場合、情報のなわ張りは「送り手・一般の第三者」、あるいは「送り手・受け手・一般の第三者」ということになるわけで、やはり「送り手」対「受け手」という対立のみで考えることには限界があるといえる。

このように、情報内容が送り手にのみある場合と特定の第三者にもある場合、また私的なものである場合と一般の第三者にも属する公的なものである場合とを区別して考えることは、文形の選択基準について考える上で、不可欠な尺度であると考えられる。したがって、本稿の立場とし

ては分析をすすめていくにあたって、次のように情報内容の領域を設定した。

(A) 情報内容が送り手にのみある場合. 送り手個人にだけ関する事柄.

「送り手」対「受け手」: 「送り手のなわ張り」対「受け手のなわ張り」

(B) 情報内容が送り手だけでなく特定の第三者にもある場合.

「送り手・特定の第三者」対「受け手」: 「送り手・特定の第三者のなわ張り」対「受け手のなわ張り」

(C) 情報内容が受け手にはないが、一般の第三者にはある場合.

「送り手・一般の第三者」対「受け手」: 「送り手・一般の第三者のなわ張り」対「受け手のなわ張り」

(D) 情報内容が送り手・第三者だけでなく、受け手にもある場合.

「送り手・受け手・一般の第三者」: 「送り手・受け手・一般の第三者のなわ張り」: 「公的領域」⁵

となる. ここで説明を補足すると(C)は、たとえば「送り手」が書き手とすると、「一般の第三者」とは書き手とはほぼ同じ専門知識をもつ他者であり、「受け手」とはそのような知識をほとんど持たない読者ということである. しかし、読者(「受け手」)が知識を持っているかいないかはここでは想定できない. したがって、分析をすすめるにあたっては情報・伝達内容が「送り手・一般の第三者」にある場合と「送り手・受け手・一般の第三者」にある場合とを同時に扱うことになる. 以下次節ではこのような分類に基づいて翻訳資料を対象に、日英における情報内容と文形との関わりについてみていくことにする.

5. 分 析

5-1. 情報が送り手にのみある場合

ここではまず情報が書き手個人にだけ関する事柄である場合を取り上げる. つまり純粋に「送り手」対「受け手」という対立が成立する場合で、情報は書き手のなわ張りにのみ属する. たとえば次の例である.

(8) a. それからこれも(渡米してから)比較的早い頃であったと思うが, ある日私を指導する立場にいた神経科医が私に何か親切なことをしてくれた. それが何だったかはもう忘れてしまったが, ともかく極く些細なことだったと思う. ともかく私はお礼をいう必要を感じたが, なぜかサンキューという言葉がすぐ口に出ず, 思わず“I am sorry.”といった. すると彼が怪訝な顔をして“What are you sorry for?”と聞き返してきたのですっかり面食らって

⁵ 「公的な領域」とは「私的領域」に対する概念で、ここでは「送り手が受け手や受け手以外の一般の第三者と社会的・文化的に共有していると考えられる情報範囲のこと」と定義しておく.

しまった。…もちろんこんないい方をしたのは私の英語力が当時まだかなり不足していたことが原因していたであろう。しかし私は、自分の直面している困難が単なる語学的な障壁に留まらないことを当時すでにうすうすと感じ始めていたのである。(『甘』)

- (8) b. Another case happened—also, as I remember, during my early days in America— when a psychiatrist who was my supervisor did me some kindness or other—I have forgotten exactly what, but it was something quite trivial. Either way, feeling the need to say something, I produced not “thank you,” as one might expect, but “I’m sorry.” “What are you sorry for?” he replied promptly, giving me an odd look. I was highly embarrassed The reason, of course, was undoubtedly my deficiency in English at the time. But I had already begun to have an inkling that the difficulty I faced involved something more than the language barrier. (A1)

(8a) は著者が『「甘え」の構造』を書くにあたって、自分の直面している問題に気づき始めた頃に体験したことの時期について述べている場面である。ここではその時期がはっきりと断定できないと判断された結果として、「と思う」の付加された「間接形」が用いられているが、英語においても I remember となっており、明確な時期について断定を保留した表現が取られている。これは「自分の直面している問題に気づき始めたのは、渡米して間もないころだった」と自分では認識しているが、もしかしたら実際はそうではなく、その前か後であるかもしれないのだが、という表現者の認識状態を表すもので、英語においても自分はそのように記憶しているが特定はできないという真偽に対して判定を保留する態度が示されている。つまりこの場合は、両言語において「情報のなわ張り」に関係なく、「間接形」の表現形式を選択する必要があると判断されたわけで、情報伝達における態度が一致しているものといえよう。

これはつまり、情報にはその事柄の真偽が受け手にとって問題になる場合とならない場合とがあるからである。問題になるのは、特にその情報がその談話におけるテーマとなっていたり、受け手のその後の判断や行動に影響を及ぼすような事柄などである。たとえば殺人事件が起こり、警察が容疑者 A のアリバイを調べていて、事件の当日に A を目撃した人がその時のことについて述べるときに、

- (9) 私が A さんをみたのは、会社の帰りに銀座に飲みに行って、店を出てしばらくしてからですから、たぶん 11 時過ぎだったと思います。

という証言をしたとする。この場合、目撃者が A をみた時間が A のアリバイにとって重要であり、A を犯人と特定できるかどうかにかかわってくるような時には、その正確な時間が重要な情報となる。したがって、はっきりと A をみた時間を目撃者が断定することができなければ、「私が A さんをみたのは、11 時過ぎです」と「直接形」で述べることはできず、「間接形」を付加して、「もしかしたら 11 時すぎではなかったかもしれない」という他の可能性がありうること

を明示する必要があるのである。つまりこうした表現形式の選択は、「情報のなわ張り」に関わるものではなく、基本的には「事態の真偽に関する表現者の認識」によるもので、このような点に関しては日本語でも英語でも大きな違いはみられないということがいえる。

しかし、同じような時期に関する場面でも、日本語と英語とでは異なった表現形式が取られているものがある。たとえば、

(10) a. 1956年日本に帰国した直後の頃だったと思うが、私はたまたまフランソワーズ・サガンの「悲しみよこんにちは」を映画化したものと、室生犀星の「杏っ子」を映画化したものをあまり間をおかずに続けてみたことがある。(『甘』)

(10) b. For instance, soon after I returned to Japan in 1956 it so happened that I saw two movies within a short span of time, one based on Muro Saisei's *Anzukko* and the other on Françoise Sagan's *Bonjour Tristesse*. (A1)

というもので、これは「二つの映画をみたのがいつだったか」について述べている場面である。ここでは日本語でその時期が断定されず「間接形」で表されているものが、英語では「直接形」となっており、真偽の明確な時期として表されているのであるが、これは一体どのような基準によるものであろうか。

たとえばこの場合、日本語の例を「直接形」にすると次のようになる。

(10) c. 1956年日本に帰国した直後の頃、私はたまたまフランソワーズ・サガンの「悲しみよこんにちは」を映画化したものと、室生犀星の「杏っ子」を映画化したものをあまり間をおかずに続けてみたことがある。

つまり「と思う」がなくてもまったく不自然ではないし、わざわざ「間接形」で表す必然性もみられない。これはこの文における主題が「映画をみたこと」であり、その時期がいつであったのかに対する書き手の判断は読み手にとってあまり重要な情報であるとは考えられないからである。したがってこのような場合には英語では「間接形」で表す必要はなく、「直接形」で表す方が自然と判断されたのであろう。

しかし、一方このような場面で日本語において「間接形」が選択されたということは、「間接形」で表す必要がなくとも、真であると断定できない場合には、その認定を保留した方がよいと判断されたということを意味している。つまり、日本語では「情報のなわ張り」および「断定する権利」に関わらず、「事実との距離」⁶が測られたのに対し、英語では測られなかったわけで、こうした真偽に対する伝達方法の違いに、「直接形」「間接形」の選択基準の違いがあらわれているといえる。

このように事態の真偽がその談話におけるテーマではなく、また受け手にとって重要性が低い

⁶「事実との距離」とはここでは「事実に対して真偽が確実であるとみなすか不確実であるとみなすか」という次元の心理的距離 (cf. 神尾 1990) のことと定義する。

と思われる場合には、日本語で「間接形」であらわされたものが英語では「直接形」になる例は他にもみられる。たとえば次の例である。

- (11) a. 彼女はまじまじと僕の顔を見つめ、それからため息をついた。「あなたって、本当に何もわかっていないのね」

たしかに僕にはいろんなことがまるでわかってなかったと思う。

まずだいいちに僕を特別扱いしている理由がよくわからなかった。他人に比べて僕にとくに優れたり変わったりしている点があるとはどうしても思えなかったからだ。(『羊』)

- (11) b. Dead serious, she stared me and said, “You don’t understand anything.”

For sure, there were a lot of things I didn’t understand at all.

For instance, the reason why she treated me special. I couldn’t for the life of me believe

I might be any better or different in any way than anyone else. (W)

これは過去の自分自身についての回想について述べている場面であるが、情報は書き手のなわ張りであり、「断定する権利」もある。この場合「と思う」を付加せずに「たしかに僕にはいろんなことがまるでわかってなかった」としても伝達される内容が大きく変化することはない。つまり過去の自分を振り返って「何も分かっていなかったのだ」という判断に対する真偽は読み手にはほとんど関係のない事柄で、情報伝達における事実認識にギャップが生じることはない。英語の対訳をみてみると、I think その他の表現は付加されず、「直接形」を用いた断定の表現になっており、ここでは「情報のなわ張り」および「判断の権利」の基準が働いたのだと考えられる。一方日本語ではたとえ情報が書き手のなわ張り内であっても、距離をおいた認識の仕方をしているということである。つまり、自己のなわ張りのことであっても、一步離れた地点から伝達しようとするもので、この場合の「と思う」には「自分の判断が正しければ」あるいは「他の人はどう判断するかわからないが」という意味が含まれている。というのはこの場合、「僕にはいろんなことがまるでわかってなかった」はたしかに書き手のなわ張り内のみ関することであるが、他の人に判断された場合にはどうか分らない。そこで「と思う」をつけることによって、あくまで自分の立場からみたらそう判断することができるが、他の人の判断にゆだねた場合には分らないという意味を含ませるのである。典型的なのは次の例である。

- (12) a. 子どもの反抗期や思春期は、親としても気になるところだが、わが家ではその点で何か困ることは起こらなかったように思う。(『僕』)

- (12) b. All parents worry about how their offspring will weather the storms of puberty and adolescence. Our kids never gave us any trouble. (P)

(12a) は自分の家庭のことについて述べているが、この場合も日本語では「他からみたら何と言われるか分らないが、自分の子ども達に反抗期や思春期の問題はなかった」と個人的に認識しているということが示されている。一方英語にはそのような表現はなく、他者の判断に関わり

のないあくまで私的な情報として伝達されており、ここでも「情報のなわ張り」および「判断の権利」という基準が働いたということが考えられる。

これらの例からもわかる通り「個人的な事柄に対する距離の取り方と伝達の仕方」が、日本語と英語とでは異なることがあるということがいえる。つまり、日本語では送り手のなわ張りに属する個人的な事柄であっても、自分の取った行動の真偽が確定的な事実と断定できない場合や、自分の状況に対する把握の仕方が、他人の評価と関わってくる場合には、「実際はどうであったか分からないが」「他の人はどう判断するか分からないが」という断り書きがなされるのであり、そのような配慮を示すために「と思う」が付加されるのである。したがって、このような「と思う」文にはそうした「事実との距離」および「他者による尺度」を常に意識した伝達態度が反映されているのであり、「情報のなわ張り」や「判断する権利」といった基準で選択される英語との違いがこのような点にみられるといえる。

5-2. 情報が送り手だけでなく特定の第三者にもある場合

次は伝達内容が書き手だけでなく、特定の第三者にも関わってくる場合で、「情報のなわ張り」でいえば「書き手・特定の第三者」対「読み手」である。たとえば次の例である。

(13) a. 社長になってしばらくして、相談役が私の部屋へ一枚の額をもって入ってこられた。「大忍」という字が書かれ、松下幸之助と著名してある。

(社長に就任して以来実際、人事や施策について意見が一致しないこともままあった。)

...

相談役はこうした私を心配してくれたのだと思う。人間、ときには辛抱も必要ということに私に教えるために「大忍」の額をわざわざ持参されたと思う。そのとき、相談役はこういわれたのである。「自分もこの額を部屋にかけておく。きみがこの額をみるとき、私もみているのだろうと思ってくれたらいい」(『僕』)

(13) b. One day Mr. Matsushita brought a framed piece of calligraphy of two Chinese characters to my office. The first ideograph was “dai” for “great” or “large”; the second was “nin,” which means “to endure” or “stoic patience.” Mr. Matsushita’s signature was on the drawing. (we sometimes differed over personnel and policy, giving rise to rumors of a falling out...)

Mr. Matsushita was worried, I think, about the effect this talk might be having on me, and his present was a reminder that storms pass and patience is a virtue.

Handing me the calligraphy, he said, “I have the same characters on my wall. Remember when you look at this that I’m with you.” (P)

これは「相談役」という特定の第三者の心情について述べている場面であるが、この場合には

英語でも「間接形」の表現が選択されている。これは「相談役が自分のことを心配してくれたかどうか」という他人の心情について「判断をする権利」は「相談役」という特定の第三者にしかないからで、読み手にとってこの場面についての情報がその場にいた書き手のなわ張りにあるとしても、断定を保留した「間接形」になるのだと考えられる。つまりこの場合は「書き手」対「読み手」という「情報のなわ張り」関係だけでは説明不可能なわけで、「特定の第三者のなわ張り」における「判断の権利」が一つの基準となっているのである。したがって、このような「直接形」「間接形」の使い分けには日本語と英語において大きな違いはみられないということがいえる。

しかし、情報が書き手以外に「特定の第三者のなわ張り」にあっても、英語では「直接形」となる場合がある。たとえば次の例である。

(14) a. (相談役が自分に直接臨時ボーナスをくれたことに対して)正直いって大変ありがたかった。社長職というのは何かと出費が多いものだが、そのへんまで気を遣われるところがいかに相談役らしい。この臨時ボーナスはもう一回、その年の暮れもあつたように思うが、翌年には社長としての給与、ボーナスも上がり、自腹が切れるようになった。(『僕』)

(14) b. It was typical of Mr. Matsushita to sympathize with my plight: the envelope contained ¥1 million, and it came in very handy. I received another “emergency bonus” at the end of the year. From 1978 my salary and bonus were raised, and I could manage on my own. (P)

(15) a. 私は当時東京大学医学部の精神医学教室にいたが、ある日教室主任の内村祐之教授と座談していて、「甘える」という言葉はどれも日本語独特のものらしい、とのべたことを憶えている。教授はそれをきいて頭をかしげながら、「そうかね、君。子犬だって甘えるよ。」といわれたように思う。(『甘』)

(15) b. I was in the psychiatry department of the Tokyo University School of Medicine at the time, and I remember one day, in a conversation with Professor Uchimura Yushi, head of the department, remarking that the concept of *amaeru* seemed to be peculiar to the Japanese language.

“I wonder, though——” he said. “Why, even a puppy does it.” (A1)

これも書き手だけでなく特定の第三者が関与する事柄を、その情報を持たない読み手に伝達しようとしているのであるが、日本語ではそれぞれ「と思う」の付加した「間接形」が用いられているのに対し、英語では「直接形」となっている例である。これは、これらが送り手が直接体験した事柄であり、「直接形」で「この臨時ボーナスはもう一回、その年の暮れもあつたが」「教授は～といわれた」としても、伝達内容に差は生じない。つまり「書き手のなわ張り」にあり「断定する権利」があるため、英語では真偽の確定した「直接形」が選択されたのだと考えることがで

きる。ではなぜ日本語においては「間接形」が選択されたのであろうか。

これは読み手にとっては書き手の「情報のなわ張り」であっても、第三者の言動についての情報であるからだと考えられる。つまり、「相談役が自分に直接ボーナスをくれた」「教授は～といわれた」と自分では記憶つまり事実認識していても、相談役および教授自身はそのような認識をしているとは限らない。したがってそのような他者の言動について真偽を下せば、他者の認識を無視して自分だけで一方的な判断をすることになる。もしも自分の認識が相談役および教授のものと違っている場合には、その情報は相談役および教授にとっては誤報になる。またこのとき自分以外にもその場には他に人がいたという可能性もある。つまり情報を共有する他者がいる場合には、その他者がどのように事実認識をしているかは分からない。したがって、一方的に断定することによって生じる他者の認識との距離をできるだけ縮めるために「間接形」を用いて、判断を読み手および情報を共有する他者に任せるのである。日本語においては「情報のなわ張り」「判断する権利」というよりは、「情報を共有する他者がいかに事実認識しているか」という尺度が働いていると考えられるのである。

5-3. 情報が送り手・一般の第三者および受け手にもある場合

最後は情報が書き手と一般の第三者にある場合、および読み手にもある場合である。この場合は、読み手が情報を持っている場合といない場合とを特定することができないため、「公的領域」に属するものとしてその両者の場合についてみていくことにする。たとえば次の例である。

(16) a. (戦後日本の政治について)半世紀にわたり同一の政党が政権の座にすわり、また、半世紀の間、同一の政党が野党第一党でありつづけたのは、談合政治の結果にほかならない。その中で、自民党は、せっかく制度的に保証された権力を生かすどころか自己規制し、自縄自縛に陥った、と私は思う。(『日』)

(16a)は「自民党が権力を生かせずに自縄自縛に陥った」ということについて書き手の見解を述べている場面である。自民党の政治については、専門的な知識や意見を持つ人は一般に多くいるもので、自民党が自縄自縛に陥ったかどうかについては、意見がさまざまに分かれ、その真偽について断定することは不可能である。したがって、このような場合には断定を保留した間接形の「と思う」を用いて、その事柄が主観的な意見であるということを明示する必要があると考えられたのであろう。このことは英語においても同じで、

(16) b. Ironically, despite the powers guaranteed by the parliament-cabinet system, the LDP imposed on itself the restraints of political consensus, ultimately costing the party both leadership and power. It is my belief that the LDP is caught in a trap of its own making. (B)

と、It is my belief といった主観性を明示する表現が使われており、日本語と英語とでは表現形

式の選択に大きな違いはみられない。これはいわば「公的な領域」にある事柄に対して述べる時、とくにマイナスの評価をする場合には「他の人はどう判断するかわからないが個人的にはそのように考える」という主観性を明示した伝達態度のあり方であると考えられる。これは、この場合「直接形」で「その中で、自民党は、せつかく制度的に保証された権力を生かすどころか自己規制し、自縄自縛に陥った」と断定すれば、その事柄について情報を持たない人には確定した事実情報として伝達されることになり、その人の情報を左右することにもなるからであると考えられる。

しかし、「公的な領域」に属する事柄であっても、明らかに差がみられるものがある。たとえば、

(17) a. (吉田茂が戦後、政治的安定を求めて民主党の一部と合同したことについて)その目論見は成功し、吉田は圧倒的な勢力を背景にして、新憲法で強化された首相の権限を存分に発揮し、戦後日本の繁栄の基礎を築いたと思う。(『日』)

(17) b. He built on the strength of the nascent conservative alliance, exercised fully the power authorized to the prime minister by the new constitution, and thereby laid the foundations for the prosperity of the postwar period. (B)

で、日本語では「吉田茂が戦後日本の繁栄の基礎を築いたと思う」と「間接形」で表すことによって主観が明示されているのに対し、英語では「直接形」で「吉田茂が戦後日本の繁栄の基礎を築いた」となっており、事実情報として伝達されている。つまり日本語では「戦後日本の繁栄はさまざまな要因によってもたらされたに違いないが、その中でもとくに吉田茂によってなされた政治改革がその基礎を築いたのだと自分は認識している」と、あくまで一つの可能性としての個人的な意見を述べているのに対し、英語では「吉田茂が戦後日本の繁栄の基礎を築いた」ということが個人的な意見ではなく、一つの事実として伝達されているのである。これはこの場合英語では、わざわざ他の可能性を示す必要はなく、「吉田茂が戦後日本の繁栄の基礎を築いた」と断定してもかまわないと判断されたからであると考えられる。つまり、吉田茂が政治改革を行った結果、戦後日本の繁栄の基礎を築くことに貢献したことが歴史的に自明であると判断できれば、他に貢献した人がいようとそれは事実情報として伝達できるのである。これは逆にここで日本語のように主観性をつけると、「自分はそう認識しているが他の解釈によるとわからない」ということで、真偽の認定が保留されたかたちになり、読み手には事実なのか事実ではないのかわからない情報として伝達されることになるからであろう。

(17)の例のように、日本語で断定を保留し「間接形」で表されているものが、英語では「直接形」となっている例は他にもみられる。

(18) a. (昭和30年代にオランダに技術研修に行って)またフィリップスの社員の家族に招かれるようになってみると、どの家も生活は質素である。当時の日本はまだ貧しい時代であっ

たが、それと比べてみて、食事などは日本のほうがはるかにぜいたくであったように思う。
(『僕』)

- (18) b. Philips employees often invited me to their homes, and I noticed that they all lived rather frugally. Although Japan was still a poor country in the late 1950s, by comparison the Japanese ate luxuriously. (P)

ここでも日本語では「オランダと比べて食事は日本のほうがぜいたくであった」か真偽は不明である。つまり確実な情報として断定されていないため、読み手は事実ではなくあくまで主観的な情報として受け取らざるを得ないわけで、このような真偽未定の表現形式がいわゆる日本語の「曖昧さ」にもつながっているのではないかと考えられる。

しかし、ここで真偽の認定ということについて考えてみると、これは単なる「曖昧さ」の問題ではないことがわかる。つまり、真偽に関する認定の尺度が両言語では異なるのである。というのは、「吉田茂が戦後日本の繁栄に本当に貢献したか」「オランダと比べて食事は日本のほうがぜいたくであったか」ということ真偽については、実際はいかなる歴史家も専門家も、当時の状況から推定して恐らくそうであったろうという判断にとどまるだけで、厳密に言えば推測の域を出ることはできないものである。科学的な根拠や数値に基づいて立証された絶対的な事実でない限り、客観的な事実として断定することは不可能なはずで、一般に情報を伝達する場合にはそのようにあくまで推測した上で判断した結果を述べているにすぎない。したがって、日本語ではこのように真偽について絶対的な判断を下すことができない領域に属する情報については、断定を保留するのが妥当と考えられて「間接形」が選ばれるのである。英語の尺度が真であるか偽であるかという二元的な区別に限定されているのに対し、日本語ではこのように判断の尺度が多元的で、真偽の判断は本当に可能であるか、真偽を断定する以外に情報をより正確に伝達する方法はないかという基準が働いて文形が選択されるのである。

このことは、真偽の判断についてだけでなく、個人的な意見を述べる場合にもいえることである。たとえば、

- (19) a. 私は、事業にとっては計画がなによりも大事だと思う。それにはまず、計画段階で全員の知恵を集めて徹底的に考え抜く。そうして計画が出来上がれば、仕事は60% できたも当然である。(『僕』)

(19) b. Proper planning is the bedrock of an enterprise. The planning stage is the time to get employee input-ideas and knowhow- and examine every facet of the task. With a good plan, a project is sixty percent accomplished, partly sparks enormous enthusiasm. (P)
で、この例でも英語においては主観性を明示する表現が除かれ「事業にとっては計画がなにより

⁷ 「曖昧さ」とは、ここでは「真偽判断の確定していない状況で、複数の解釈が成り立ちうること」と定義しておく。

も大事だ」という「直接形」の文形が選択されている。これは、英語では書き手としての「判断の権利」の基準が優先されたからであると考えられる。つまり、他にどのような意見を持つ他者が存在しようと、書き手には自己の意見を明言する権利があるからで、ここでわざわざ主観性を明示するよりは、できるだけ客観的を強調した態度で表現する方が情報伝達の効果的な手法と考えられているからである。

一方日本語において主観性が明示されているのは、「公的な領域」において自己の意見を伝達するにはそれが他の可能性をさまざまに考えた結果、総合的に判断されたのだという含みが必要になるからだと考えられる。というのはたとえば(18a)を主観表現を除いて「事業にとっては計画がなによりも大事だ」とした場合、そのように考えていない人にとっては「そう断言することはできないはずだ」ということになり、双方の意見が並行したままあるいは対立したまま終わり、場合によっては感情的なもつれとなることもある。したがってそうした意見の衝突を未然に防ぎ、常に逆の立場にも立っているという相対的な態度を示すために主観性を明示した表現が選択されるのである。つまりこの場合の「と思う」には、自分は反対の立場にたって考えてもみたが、やはりこうした判断をすることができるということが分かったという意味で、他の視点からみたらどうかということを考慮に入れて判断を下す態度が示されているのである。英語では書き手の「判断の権利」が文形選択の尺度となっているのに対し、日本語では「受け手がいかに判断するか」ということが基準となっているのである。

6. おわりに

本稿では、従来の送り手対受け手という「情報のなわ張り」以外に情報を共有する他者の領域を設定し、伝達内容と文形との関わりについて主に書きことばのテキストを中心に分析を行ったが、「と思う」を中心に文形選択における日英の比較対照を行った結果をまとめると次のようになる。

- ・発話者が自己のなわ張りに属する事柄を伝達しようとする場合、英語においては「情報のなわ張り」および「判断の権利」が文形選択の主な尺度となるが、日本語においては「情報を共有する他者の事実認識はいかなるものか」「他者がいかに判断するか」という尺度が基準として優先される場合がある。

したがって、このような日英の尺度の違いが表現形式の違いに反映されるのだといえるが、この違いが話しことばにもみられるかどうかについては、今後の課題である。さらにまた言語の変種によって差はみられないか、といった問題についても新たな課題として取り組んでいく必要がある。

付記：本稿は東京学芸大学大学院修士課程国語教育専攻日本語教育講座における修士論文の一部をまとめたものである。ご指導くださった林明子先生、杉田洋先生に深く感謝の意を表す。

参 考 文 献

- 上野田鶴子(1982)「日本語・英語」、『講座 日本語学 11』, 明治書院。
 神尾昭雄(1990)『情報のなわ張り理論』, 大修館書店。
 鈴木 陸(1989)「聞き手の私的領域と丁寧表現」、『日本語学』8, 明治書院。
 中右 実(1979)「モダリティと命題」、『英語と日本語と』, くろしお出版。
 益岡隆志(1992)「表現の主観性と視点」、『日本語学』11, 明治書院。
 森山卓郎(1992)「文末思考動詞「思う」をめぐって」、『日本語学』11, 明治書院。

- Kamio, A. 1979. On the notion Speaker's territory of information. in Bedell, G., Kobayashi, E. and Muraki, M. (eds.), *Explorations in linguistics: Papers in honor of Kazuko Inoue*, Tokyo: Kenkyusha.
 Palmer, F. R. 1986 *Mood and Modality*, Cambridge University Press.

用例出典

- 土居健郎(1985)『甘えの構造』, 弘文堂。
 [*The Anatomy of Dependence*, Translated by John Bester, Kodansha International]
 土居健郎(1985)『表と裏』, 弘文堂。
 [*The Anatomy of Self*, Translated by Mark A. Harbison, Kodansha International]
 村上春樹(1985)『羊をめぐる冒険(上)』, 講談社文庫。
 [*A Wild Sheep Chase*, Translated by A. Birnbaum, Kodansha International]
 大前研一(1994)『アジア人と日本人』, 小学館。
 小沢一郎(1993)『日本改造計画』, 講談社。
 [*Blueprint for a New Japan*, Translated by L. Rubinfiel, Kodansha International]
 山下俊彦(1987)『僕でも社長が務まった』, 東洋経済新報社。
 [*The Panasonic Way*, Translated by Frank Baldwin, Kodansha International]